

男女雇用機会均等法関係（労働局長による紛争解決）の援助事例

- 妊娠悪阻のため、およそ1ヶ月仕事を休んで職場復帰したところ退職勧奨など不利益取扱いを受けたとする事例

～ 対応に不適切な点があったことを認め、申立者に解決金を支払って解決 ～

◆女性労働者からの申立内容

- ・ 社長に妊娠を報告し、産前産後休業及び育児休業を取得して働き続けたいと申し出ていた。その後妊娠悪阻のため入院・自宅療養となり、およそ1ヶ月後に職場復帰をしたがその日に、社長から、長期間休み今後も産休を取得するのであれば退職してほしいと勧奨された。納得できなかったが、このような社長のもとでは子供を育てながら働けないと判断し、やむを得ず退職した。
- ・ 妊娠したことなどを理由とする会社の不利益取扱いに納得ができないため、休業を予定していた期間までの分の賃金相当額を求めたい。

◆事業主からの聴取内容

- ・ 妊娠悪阻で休んだことやこれから産前産後休業だからということではなく、当社は小規模なので、理由は何であろうと長期に休まれると会社の業務が止まってしまう。
- ・ ただ、法律で禁止されているのであれば今後注意する。金銭の支払いについては金額に折り合いがつけば支払う。

◆労働局長による援助

- ・ 自宅療養からの職場復帰直後にした社長から申立者への発言は、妊娠したことによる退職勧奨と受け取れる発言である。
- ・ 紛争解決のため、申立者が求める期間分の賃金の一部を解決金として支払うよう助言。

◆結果

会社は、妊娠等を理由とした不利益取扱い等について法違反であるとの認識が不足していたこと、申立者が職場復帰した直後の社長の対応が不適切であったこと、を認め、申立者が求めた賃金相当額の一部を解決金として支払うこととなり、双方が合意して紛争は解決した。